様式第1号(第6条関係)

大津市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書

年　　月　　日

　大津市長　様

申請者氏名

住所

被害者との続柄

電話番号

　大津市犯罪被害者等見舞金支給条例第8条第1項の規定により、遺族見舞金の支給を申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 犯罪が行われた日時 | | | 年　　　月　　　日　午前・午後　　　　時ごろ | | |
| 犯罪が行われた場所 | | |  | | |
| 被害者 | ふりがな | |  | | |
| 氏名 | |  | | |
| 生年月日 | | 年　　　月　　　日生 | | |
| 住所 | |  | | |
| 死亡年月日 | | 年　　　月　　　日 | | |
| 被害の発生状況 | | | | | |
| 取扱捜査機関 | | | 都道府県　　　　　　警察署 | | |
| 他の第1順位遺族 | | 氏名 | | 被害者との続柄 | 住所 |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
|  | |  |  |
| 添付書類  　(1)　被害者の死亡診断書、死体検案書その他被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類  　(2)　申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるとき又はパートナー関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類  　(3)　申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナー関係にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類  　(4)　申請者が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を認めることができる書類  　(5)　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　) | | | | | |

様式第2号(第6条関係)

大津市犯罪被害者等見舞金(傷害見舞金)支給申請書

年　　月　　日

　大津市長　様

申請者氏名

電話番号

　大津市犯罪被害者等見舞金支給条例第8条第1項の規定により、傷害見舞金の支給を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 犯罪が行われた日時 | | 年　　　月　　　日　午前・午後　　　　時ごろ |
| 犯罪が行われた場所 | |  |
| 被害者 | ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日生 |
| 住所 |  |
| 被害の発生状況 | | |
| 傷害の部位及び状態 | | |
| 取扱捜査機関 | | 都道府県　　　　　　警察署 |
| 添付書類  　(1)　医師又は歯科医師の診断書  　(2)　その他(　　　　　　　　　　　　　) | | |

様式第3号(第7条関係)

大　第　　　　　号

年　　月　　日

　住所

　氏名　　　　　　　　様

大津市長　　　　　　　　印

大津市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日付けで申請があった | 遺族見舞金  傷害見舞金 | の支給については、下記のと |

おり決定したので通知します。

記

1　支給します　　　　　見舞金の額　　　　　　　　　　　　円

2　支給できません

　理由

教示

　1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

　2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。